

第25回社会保障審議会医療保険部会  
(平成19年3月1日)

資料 1

# 後期高齢者医療制度の準備状況

# 1. 後期高齢者医療制度施行までのスケジュール

## 後期高齢者医療制度の運営の仕組み(平成20年度)

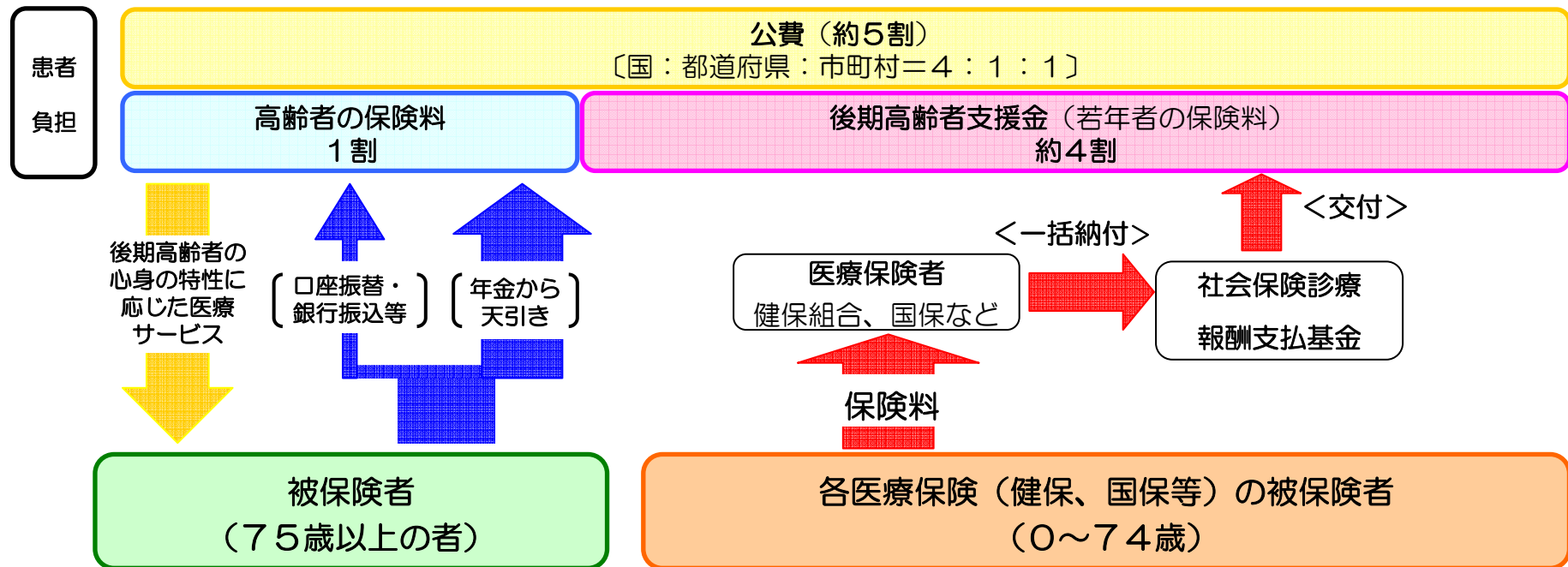
- 財源構成は、患者負担を除き、公費(約5割)、現役世代からの支援(約4割)のほか、高齢者から広く薄く保険料(1割)を徴収する。
- 現役世代からの支援は、国保(約4,200万人)・被用者保険(約7,100万人)の加入者数に応じた支援とする。

<対象者数> 75歳以上の後期高齢者 約1,300万人

<後期高齢者医療費> 11.4兆円

給付費 10.3兆円 患者負担1.1兆円

### 【全市町村が加入する広域連合】



(注1) 現役並み所得者については、老人保健法と同様に公費負担(50%)はないため、実質的な公費負担率は46%、後期高齢者支援金の負担率は44%となる。

(注2) 国保及び政管健保の後期高齢者支援金について、各々50%、16.4%の公費負担があり、また、低所得者等の保険料軽減について公費負担があり、これらを含めた公費負担率は58%となる。

## 後期高齢者医療制度施行までのスケジュール(案)

	地方議会の日程	スケジュール
H18.7		都道府県部局長説明会(於 厚生労働省) 市町村部課長説明会(於 各都道府県)
H18.9	9月議会	準備委員会設置 都道府県担当課長及び準備委員会事務局長会議(於 厚生労働省)
		都道府県、市町村による規約の事前協議
H18.12	12月議会	市町村議会の議決(規約の議決、H18年度分賦金)
		市町村の協議により規約を定める
H19.1		市町村から都道府県知事に対して申請 都道府県知事の設置許可
H19.2	2月議会	広域連合長選挙 市町村議会(広域連合議会議員選挙(間接選挙の場合)、H19年度分賦金)
H19.3		広域連合議会(・組織、人事、給与、財務等広域連合に係る広域連合条例(20本程度)の制定 ・18年度予算、19年度予算 (注)必要に応じ、広域連合長による暫定予算の調製、執行 ・広域計画)
	6月議会	
H19.7		保険料設定の事前準備(・市町村住基情報の整理 ・医療費の見込み ・被保険者台帳の作成 ・関係市町村との保険料設定に関する調整 ・所得情報の整理)
H19.11上旬		広域連合議会 (保険料条例制定) 保険料賦課決定、 特別徴収のために社会保険庁への情報提供
H20.4		施行

※地域の実情に応じて、変更があり得る。

# 各都道府県における広域連合の設立準備状況

(平成19年3月1日現在)

## 1 広域連合が設立された都道府県 [41都道府県]

長崎県(12月18日設立)、千葉県(1月1日設立)、富山県(1月10日設立)、  
神奈川県(1月11日設立)、香川県(1月15日設立)、大阪府(1月17日設立)、  
茨城県(1月24日設立)、  
青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、石川県、福井県、  
山梨県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、  
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、佐賀県、  
熊本県、大分県(以上2月1日設立)、宮城県(2月8日設立)  
群馬県、愛媛県(以上2月19日設立)、  
北海道、埼玉県、東京都、新潟県、鹿児島県(以上3月1日設立)

## 2 今後年度内に広域連合が設立される都道府県 [6県]

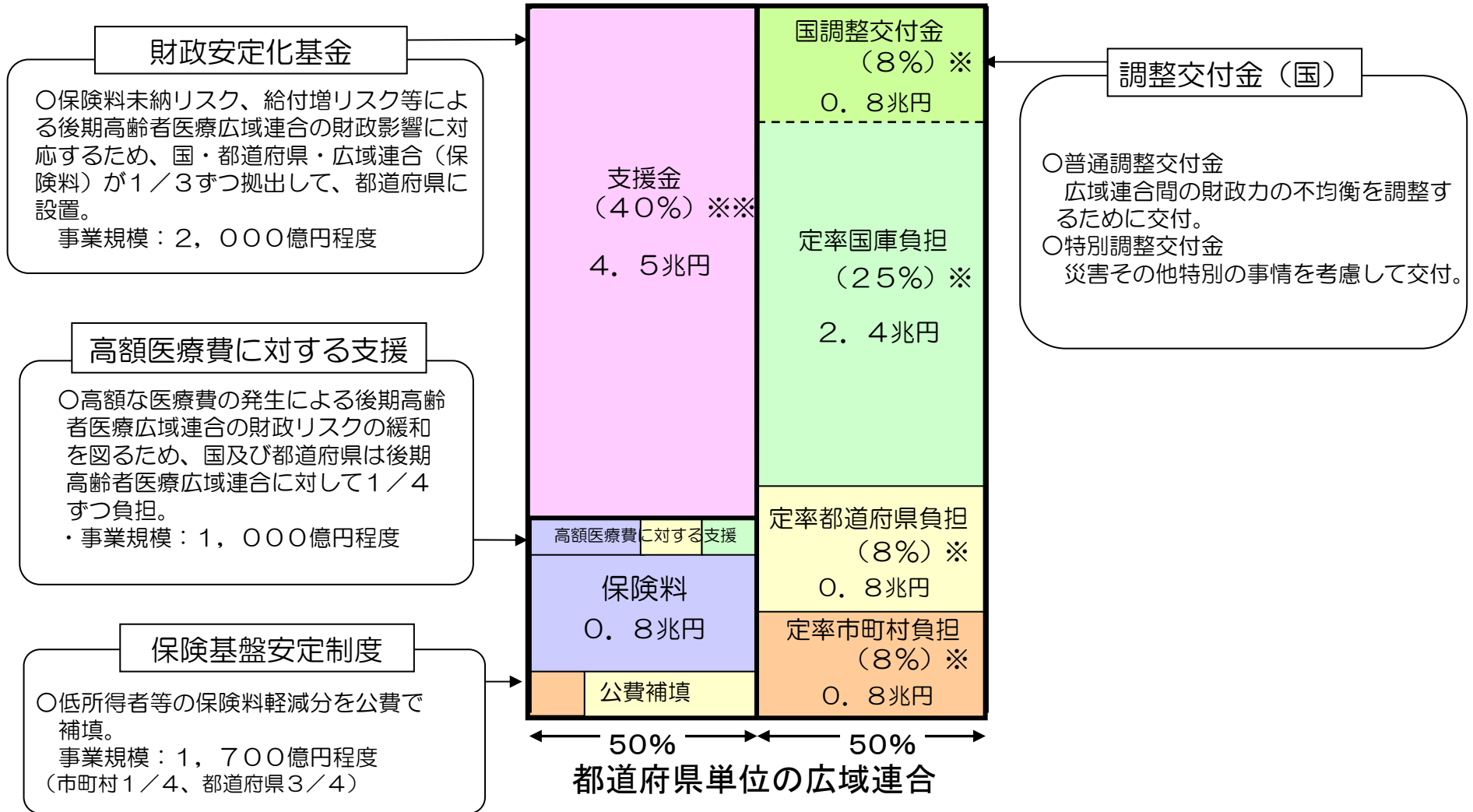
沖縄県(3/5)、奈良県(3/10)、愛知県(3/20)、長野県(3/23)、  
宮崎県(3/30)、福岡県(3/30 予定)

## 2. 保險料算定基準（案）

# 後期高齢者医療財政の概要

医療給付費等総額：10.3兆円

(注)額は、平成20年度推計値。



※ 現役並み所得者については、公費負担（50%）がなされないため、実際の割合は50%と異なる。

※※ 国保及び政管健保の後期高齢者支援金には、別途各々50%、16.4%の公費負担がある。

## 保険料の算定基準(案)

○賦課総額は、2年ごとに、保険料収納必要額<sup>※1</sup>を予定保険料収納率<sup>※2</sup>で除して得た額とする。

$$\text{賦課総額} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率}$$

※1 保険料収納必要額は、各年度の(ア)～(イ)の合算額

(ア) 後期高齢者医療に要する費用(①～⑧の合算額)の見込額

- ① 療養の給付に要する費用の額 - 一部負担金に相当する額
- ② 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に要する費用の額
- ③ 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- ④ 特別高額医療費共同事業に係る拠出金の納付に要する費用の額
- ⑤ 財政安定化基金からの借入金の償還に要する費用の額
- ⑥ 保健事業に要する費用の額
- ⑦ 審査及び支払に関する事務に要する費用の額
- ⑧ その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額

(イ) 収入(①～⑨の合算額)の見込額

- ① 国庫負担金(高額医療費に対する負担金を含む。)
- ② 都道府県負担金(同上)
- ③ 市町村負担金
- ④ 調整交付金
- ⑤ 後期高齢者交付金
- ⑥ 特別高額医療費共同事業の交付金
- ⑦ 国の補助金
- ⑧ 都道府県及び市町村の補助金
- ⑨ その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(減額賦課に係る市町村からの納付金(法第105条)を除く。)



※2 予定保険料収納率は、2年間に於ける各年度に賦課すべき保険料の額の総額の合算額に占めるこれらの年度において収納する保険料の見込総額の合算額の割合として、次の基準に従い算定される率

(ア) 特別徴収により徴収することが見込まれる保険料  
当該賦課した保険料額がすべて徴収されるものとして見込む

(イ) 普通徴収により徴収することが見込まれる保険料  
当該広域連合の市町村に於ける過去の普通徴収に係る収納率の実績等を勘案して、その収納率を見込む。

○ 賦課総額は、所得割総額と被保険者均等割総額の合計額とし、賦課総額に対する標準割合は、所得割総額100分の50、被保険者均等割総額100分の50とする。

$$\text{賦課総額} = \text{所得割総額} + \text{被保険者均等割総額}$$

○ 被保険者に対する各年度に於ける賦課額は、被保険者につき算定した所得割額と被保険者均等割額の合算額とする。

$$\begin{aligned} \text{賦課額} &= \text{所得割額} + \text{被保険者均等割額} \\ &= \text{被保険者の基礎控除後の総所得金額等} \times \text{所得割率}_{\ast 1} + \text{被保険者均等割額}_{\ast 2} \end{aligned}$$

※1 所得割率 = 所得割総額 / 基礎控除後の総所得金額等の見込額

※2 被保険者均等割額 = 被保険者均等割総額 / 補正被保険者数

○ 賦課額については、被保険者個人単位で、限度額を設ける。

## ○低所得者については、保険料を減額賦課する。

世帯主及び世帯に属する被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が次の基準に該当する世帯に属する被保険者については、被保険者均等割額を減額する。

※ 保険料の減額賦課の基準(案)	(年金収入・夫婦二人世帯)
・ 7割軽減・・・基準額＝基礎控除額(33万円)	153 万円／年
・ 5割軽減・・・基準額＝基礎控除額(33万円)＋24.5万円×(世帯主及び世帯に属する被保険者－1)	177.5万円／年
・ 2割軽減・・・基準額＝基礎控除額(33万円)＋35万円×世帯主及び世帯に属する被保険者	223 万円／年

※基礎控除額等の数字については、今後の税制改正等により変動があり得る。

## ○後期高齢者医療の被保険者資格を取得した者であって、当該資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であった者については、保険料を減額賦課する。

資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、被保険者均等割額に10分の5を乗じた額を減額する。

## ○離島その他の医療の確保が著しく困難である地域※1については、地域単位で、不均一保険料率※2の設定を可能とする。

※1 へき地保健医療における「無医地区」とする方向で検討中。

※2 当該地域の均等割額及び所得割率は、広域連合均一保険料率の均等割額及び所得割率の50%を下回らないように設定する。

## ○施行日前の一定期間の一人当たり老人医療給付費が広域連合内の平均老人医療給付費に対して20%以上低く乖離している市町村については、平成20年4月1日から起算して6年以内の条例で定める期間において、不均一保険料率※1の設定を可能とする。(経過措置)

※1 広域連合均一保険料率とは別の被保険者均等割額及び所得割率を定めることができる。なお、当該被保険者均等割額及び所得割率については、例えば条例で定める期間が6年の場合、広域連合均一保険料率との差が、平成20年度及び平成21年度は6分の3以内、平成22年度及び23年度は6分の2以内、平成24年度及び25年度は6分の1、その後は広域連合均一保険料率となるように均等割額及び所得割率を設定する。

## 後期高齢者医療制度の保険料(平成20年度推計)

### ○保険料の算定方法

応益割(頭割)

注1) 応益: 応能 = 50:50

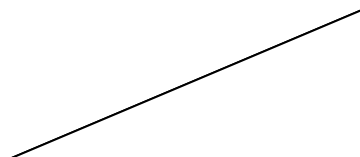
注2) 軽減制度を適用しない場合の平均

応能割(所得比例)



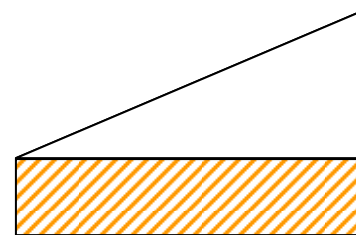
全国平均 約3100円/月

+



約3100円/月

=



6200円/月(年7.4万円)

### ○具体的な保険料の額

基礎年金受給者(基礎年金79万円)

応益 900円 + 応能 なし = 900円/月  
(7割軽減)

厚生年金の平均的な年金額の受給者(厚生年金208万円)

応益 3100円 + 応能 3100円 = 6200円/月

自営業者の子供と同居する者(子 年収390万円、親 基礎年金79万円)

応益 3100円 + 応能 なし = 3100円/月

被用者の子供と同居する者(子 政管平均年収390万円、親 基礎年金79万円)

応益 3100円 + 応能 なし = 3100円/月

※被用者保険の被扶養者については、激変緩和措置として、後期高齢者医療制度への加入時から、2年間応益保険料を5割軽減し、1500円とすることとしている。

※ 保険料の額は、国民健康保険と同様の基準により試算した全国平均の額 具体的な保険料の額は条例で定める。